第４款　個人向け貸付けの契約に係る新聞、雑誌又は電話帳による広告に関する遵守事項等

（貸付条件等の表示）

第53条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。なお、「新聞」とは、全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙を、「雑誌」とは、新聞を除いた紙による定期刊行物を、「電話帳」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する「タウンページ」及び「ハローページ」等を指す。

⑴　法第15条及び内閣府令で定める事項

⑵　貸金業協会考査承認番号

⑶　協会員番号

⑷　貸金業協会マーク

⑸　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）

２　協会員は、前項に基づく表示を行うに際しては、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。

⑴　前項第１号から第３号まで及び同項第５号に掲げる事項の表示に際しては、文字級数を９級以上とすること。

⑵　前項第４号に基づき貸金業協会マークを表示するに際しては、視認性が確保される程度の大きさとすること。

３　前各項の規定にかかわらず、広告スペースが全一段相当以下の面積である広告又は雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。）を出稿するにあたっては、第１項第２号から第５号までの事項の表示は、協会員の任意とする。

（啓発文言）

第54条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、次の各号に掲げる事項につき啓発文言を入れなければならない。なお、本項の啓発文言を踏まえた例示としては、以下の文言が考えられる。

⑴　貸付条件の確認

⑵　使い過ぎ、借り過ぎへの注意

⑶　計画的な借入れ

＜文言例＞

「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」

２　協会員は、前項に基づく表示を行うに際しては、文字級数を９級以上とするよう留意しなければならない。

（表現内容に関する留意事項）

第55条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

⑵　比較広告を行わないこと。

⑶　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページに前条に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページに返済シミュレーションを備えること。

（出稿先に係る留意事項）

第56条　協会員は、新聞又は雑誌へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる媒体へ広告を掲出することはしてはならない。

⑴　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌

⑵　風俗専門紙及び風俗専門誌

第５款　個人向け貸付けの契約に係るチラシによる広告に関する遵守事項等

（新聞又は雑誌に係る規定の準用）

第57条　協会員がチラシによる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、この規則第53条第１項⑴、⑶、⑷、⑸、第54条、第55条、第56条に掲げる規定を準用する。

第６款　個人向け貸付けの契約に係るインターネットによる広告等に関する遵守事項等

（ホームページへの明示事項等）

第58条　協会員は、自社でホームページを設けるにあたり、次の各号に掲げる事項を協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページに明示しなければならない（バナー広告を通して、自社ホームページに誘導する場合においては、その誘導先の自社ホームページに以下を明示しなければならない。）。

⑴　この規則第54条第１項に準じた啓発文言

⑵　貸金業登録簿に登録された商号、名称又は氏名

⑶　貸金業登録番号

⑷　協会員番号

⑸　登録簿に記載された電話番号

⑹　返済シミュレーション（クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。）

２　協会員は、前項各号に規定する事項を明示するに際しては、表示可能スペースを考慮し、明瞭に判読できる大きさの文字級数で表示するよう留意しなければならない。

３　協会員は、風俗・ギャンブル関係ホームページへ融資に係る広告を出稿してはならない。

第７款　その他媒体による個人向け貸付けの契約に係る広告に関する留意事項

（その他媒体による個人向け貸付けの契約に係る広告に関する留意事項）

第59条　協会員は、交通広告など、本節第２款から第６款に掲げる以外の媒体を通して個人向け貸付けの契約に係る広告を行うにあたっては、この規則第40条に定める目的を踏まえ、この規則第53条第１項⑴、⑶、⑷、⑸、第54条、第55条、第56条に掲げる規定を十分留意しなければならない。

第８款　企業広告に関する遵守事項等

（目的）

第60条　本款の定めは、本節第２款から第７款に掲げる以外の広告は、一般的に企業広告、すなわち、その内容として当該企業の特定のサービスの利用促進を訴求するものではなく、企業の理念や主張、姿勢を広く遍く、一般消費者に伝える広告が大半であるが、本款においては、協会員又は協会員になろうとする者（以下この款において「協会員等」という。）に対して、国会の附帯決議を踏まえ、一般的な企業広告のうち、第61条に定める屋上広告看板等の新設について自主規制規則を定め、過剰借入れの抑制など、多重債務問題への対応とし、また、景観等への配慮に寄与することを目的とする。

なお、次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告のうち、営業広告との差異が明確でない広告に関してはその取扱いを別途協会において協議する。また、協会員等は既設の屋上広告看板等についても多重債務者の発生を防止する観点から適切な対応に努めるものとする。

⑴　セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）

⑵　挨拶、意見、主張、御礼、お詫び

⑶　新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更

⑷　周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング

⑸　ＣＳＲ

⑹　法改正、規制緩和、制度改革

⑺　人材募集

⑻　社名、相談窓口、企業概要

⑼　消費者等に対する啓発

⑽　看板